



流山市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成28年9月1日

流山市監査委員 佐々木 健一



流山市監査委員 中 川 弘



平成28年度
隨時監査報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象及び実施日時	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の方法	1
第 7	監査の結果	2

平成 28 年度随時監査報告

第 1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

中川 弘

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定による随時監査

第 3 監査の対象及び実施日時

1 対象部課

環境部クリーンセンター

市民生活部市民課おおたかの森出張所

2 実施日時

平成 28 年 5 月 19 日 午後 1 時 30 分から

第 4 監査の期間

自 平成 28 年 5 月 19 日

至 平成 28 年 8 月 5 日

第 5 監査の範囲

公金等の管理に関する財務事務

第 6 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査当日の朝に通知をして、その日の午後、監査の対象課に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和 61 年流山市規則第 12 号）及び公金等適正管理マニュアルに基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第7 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、クリーンセンター及びおおたかの森出張所ともに、調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿とは符合していることを確認した。

今回の公金に関する監査では、現金の取扱いだけではなく、公金の入金時期についても調査したところ、調査した範囲において遅延なく入金処理が行われていることを確認した。

クリーンセンターでは、今年度から新たに「流山市公金等輸送業務委託」が実施されており、おおたかの森出張所では、昨年度から「公金入金機管理及び集配業務委託」により入金機の管理や公金の集配業務が行われている。これにより、公金の保管期間及び収納までの期間が短縮されたこと、職員による入金事務が削減されたことは、事故を予防するという観点から評価できる。

しかし、おおたかの森出張所は、取り扱う公金の種類・額ともに多く、出張所としての扱いの権限・量を超えていると思慮されることから、支所としての位置付けについて検討が必要である。

また、現金過不足は絶対発生しないとの事であり公金等適正管理マニュアルにもその発生時の記載がないが、それは大原則であり人間が扱う以上ミスなどによる過不足が生じる可能性は否定できない。公金等適正管理マニュアルに過不足発生時の手順を明確に定める必要がある。

2 個別意見

指摘事項については認められなかったものの、改善の検討を要する事項や要望事項等（検討・要望事項）、軽易な誤りである事項（注意事項）が認められた。

このうち、検討・要望事項又は監査の結果に基づき措置を講じたときは、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求める。

指摘事項及び検討・要望事項等の一覧は、次表のとおりである。

検討・要望事項及び注意事項を除く事務事業は、調査した範囲では適正に執行されていた。

指摘事項等一覧

部課名・施設名等	指摘事項								検討・ 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
環境部 クリーンセンター								0	0	0
市民生活部市民課 おおたかの森出張所								0	1	1
計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注) 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項
(軽易な誤りを除く。)
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

検討・要望事項

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

注意事項

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

調査した範囲において、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づく是正措置の通知を求める事項は認められなかった。

(2) 検討・要望事項

過度と思われる集計や書類作成が行われており、合理性の面においては疑問が残る。正確性を担保しつつもより合理的な事務処理量となるように検討されたい。

(市民生活部市民課)

(3) 注意事項（措置対象外）

手数料・税金等とそれぞれのレジレシートとの突合を行っているものの、レジレシートに従事職員の確認印が押印されていなかったことから、突合した段階での確認印を求めたもの。

(市民生活部市民課)